

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

学生納付特例制度について

今月の年金相談

4月17日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください
役場第1・2会議室

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。一般的に学生は所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は所得のない学生が、将来、受給資格期間に満たないため年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

【ご本人の所得のみで審査】

一般の保険料免除の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

<所得のめやす> 118万円 + {扶養親族等の数×38万円}

【障害・遺族基礎年金を受けることができます】

学生納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金、障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。

【手続きにご持参いただくもの】

- ①基礎年金番号の分かるもの（年金手帳等）
- ②学生証の写しまたは在学証明書の原本
- ③印鑑

※所得のある方につきましては、所得申告および所得証明書が必要となる場合があります。

【学生納付特例の承認期間】

承認期間は、4月（または20歳誕生日）から年度末（翌年3月）までです。

また、申請の手続きは毎年必要となりますが、平成24年度に学生納付特例の承認を受けた方で、平成25年度以降に卒業予定の方については、日本年金機構より学生納付特例申請書（ハガキ形式）が郵送されますので、必要事項をご記入のうえ、返送していただくことにより申請を行うことができます。

※在学する学校や卒業予定年月など当初の申請書に記入した内容に変更がある場合は、役場の国民年金担当窓口で再度申請手続きが必要となります。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口5番）		☎0137-62-2111（内線245）
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制になりました。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。